

# 令和 7 年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

## (介護予防) 特定施設入居者生活介護

県南広域振興局 長寿社会課

# 説明項目

- 1 業務継続計画の策定
- 2 虐待の防止
- 3 衛生管理等
- 4 身体拘束の廃止
- 5 生産性の向上
- 6 協力医療機関
- 7 口腔衛生の管理
- 8 令和6年度介護報酬改定（抜粋）

# 1. 業務継続計画(BCP)の策定(その1)

## 感染症や災害への対応力強化を図るために義務化

- ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を**定期的（年2回以上）**に実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

# 1. 業務継続計画(BCP)の策定(その2)

- ▶ 感染症に係る業務継続計画の記載内容
  - ▶ ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
  - ▶ ② 初動対応
  - ▶ ③ 感染拡大防止体制の確保（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- ▶ 厚生労働省HP 参照
- ▶ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

# 1. 業務継続計画(BCP)の策定(その3)

## 災害に係る業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画の発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

厚生労働省HP 参照

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

## 2. 虐待の防止（その1）

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から次の措置を講じること。

### ① 虐待防止検討委員会の設置

虐待の防止のための対策を検討する「委員会（リモート会議等可）」を**定期的**に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

※周知した記録（研修記録等）を残す

※構成メンバーは管理者を含む幅広い職種で、メンバーの責務及び役割分担を明確にする

## 2. 虐待の防止（その2）

### 委員会における具体的な検討事項

- ・ 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・ 指針の整備に関すること
- ・ 職員研修の内容に関すること
- ・ 従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 従業者が虐待を把握した場合に市町への通報が迅速に行なわれるための方法
- ・ 発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
- ・ 「再発防止策」を講じた際に、その効果についての評価に関する  
こと

## 2. 虐待の防止（その3）

### ② 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

（指針には次の項目を盛り込むこと）

- ・虐待の防止に関する基本的な考え方
- ・委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・職員研修に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する指針の閲覧に関する事項
- ・その他、虐待防止の推進のために必要な事項

## 2. 虐待の防止（その4）

### ③ 従業者に対する虐待防止研修の実施

委員会が作成した「研修プログラム」等に基づき、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための**定期的な研修（年2回以上）**及び新規採用時の研修を実施し、その内容を記録すること（事業所の内部及び外部研修を含む）。

### ④ 担当者の設置

①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 3. 衛生管理等

- ① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「**委員会**（リモート会議等可）」を**おおむね6月に1回以上**開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
  - ・ 平時の対策（事業所内の衛生管理、手洗い、標準的な予防策等）
  - ・ 発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携など）
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練**を**定期的（年2回以上）**に実施すること。

## 4. 身体拘束の廃止（その1）

- ① サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  
※当該記録は2年間保存すること。
- ③ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

## 4. 身体拘束の廃止（その2）

### ③に定める措置

#### ア 委員会の開催

- ・ 3月に1回以上開催
- ・ その結果について従業者に周知

#### イ 指針の整備

- ・ 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針 等

#### ウ 研修の実施

# 5.生産性の向上

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催(**令和9年4月1日より義務化**)。

※他の事業運営に関する会議と一体的に設置・運営することができること。

# 6. 協力医療機関(その1)

①利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めること。

【協力医療機関を定めるに当たっての努力義務】

次の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

- ・利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ・事業者からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。

## 6. 協力医療機関(その2)

②協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認（**1年に1回以上**）するとともに、協力医療機関の名称等を届け出ること。

③利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合、再び入居させることができるように努めること。

# 7.口腔衛生の管理

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと**(令和9年4月1日より義務化)**。

- ①歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員へ口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行うこと(年2回以上)。
- ②入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて、定期的に見直すこと。

※計画には、歯科医師からの助言の要点、具体的方策、実施目標等を記載。

## 8 令和6年度介護報酬改定について (抜粋)

## 1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
    - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
    - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
    - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

## 1. (3) ② 協力医療機関との定期的な会議の実施

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】

### 単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>  
なし

<改定後>

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) (新設)  
5単位/月 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<現行>

医療機関連携加算  
80単位/月

<改定後>

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月 (変更)  
40単位/月 (変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行>  
なし

<改定後>

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合  
(2)それ以外の場合

100単位/月 (新設)  
40単位/月 (新設)

(協力医療機関の要件)

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

### 算定要件等

- 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催していること。 (新設)

## 2. (1) ⑰ 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

### 概要

#### 【特定施設入居者生活介護★】

- 全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### 単位数

< 現行 >

口腔衛生管理体制加算 30単位/月



< 改定後 >

廃止

### 基準

< 運営基準 (省令) > (※ 3年間の経過措置期間を設ける)

- ・ 「利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。」ことを規定。

< 運営基準等における対応 >



※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。

## 【補足】介護職員等処遇改善加算について

資料9 「11.介護職員等処遇改善加算」のページ  
を御参照ください。